

書

評

ホープ・ジ
ョーンズ著 『ナポレオン戦争時代
の所得税』 一九三九年

A. Hope-Jones, *Income Tax in the Napoleonic Wars*, ix+145, Cambridge at the University Press, 1939.

池田 浩太郎

英國所得税の創設事情を理解しようとおもひたつて、ドウェル、セリグマン、フォック、マイゼルの書物をよんでみた。これらの勞作はたしかに權威書といはれるにふさはしい。しかしながら、これらは問題意識の點からいつても、また内容面からいつても、かならずしも完璧といふわけではない。その理由を全面的にのべることは本稿の範圍では不可能である。そこでこれら權威書にたいする二三の不滿のみをあげておかう。まづ第一の不滿は、これらの書物のあるものには、所得税の近代性にたいする反省がかけてあるといふことである。したがつて、これらの書物は、英國所得税の創設を社會經濟組織の近代化の一側面として理解しようとしなない。第二の不滿は、これらの書物のあるものは、(分類的、源泉課税的な所得税たる)いはゆる英

一 橋論叢 第三十二卷 第六號

國型所得税の創設の問題面に充分注意してゐないといふことである。かくしてこれらの書物は、英國所得税創設の全面的意義と、その個性とを、きはめて不十分にしか把握してゐないといふべきである。

しかし最近、これらの難點を克服しようとする良心的な研究書がつぎ／＼に發展されてゐる。これは英國所得税史研究のために大いによろこぶべきことである。筆者の入手しえたもののうちで、とくに興味あつたものを年代順にあげてみよう。

Arthur Hope-Jones, *Income Tax in the Napoleonic Wars*, 1939.

A. Farnsworth, *Addington, Author of the Modern Income Tax*, London Stevens & Sons Limited, 1951.

F. Sheiub, *Progressive Taxation, A Study in the Development of the progressive Principle in the british Income Tax*, Oxford at the Clarendon Press, 1953.

この三著の問題意識はおの／＼多少とも相違してゐる。しかし、いづれも英國所得税の創設事情の解明を主要なテーマとしてゐる。だから、かれこれ比較してみるによつて、英國所得税史にたいする認識を一段と深化させうるであらう。しかしこゝでは紙面の制限もあるので、最初の書物だけ紹介するにとどめたい。

他の二つの書物のうち、ファーンズワースの書物については、一橋論叢第三十二卷二號（昭和二十九年八月號）所収のわたく

しの書評を参照されたい。また、シェハブの書物は友人大川政三氏が本論叢の三十年四月號で紹介する豫定である。

二

ホープ・ジョーンズの書物は一九三九年の出版である。今日、本書をあらためて紹介するには時期おくれの感がある、しかし本書の研究成果は過去のものではない。したがつて今日、本書を紹介するのも多少の意義をもつとおもふ。

本書は、もと／＼「タイムブリッジ經濟史研究」の一環として發表されたものであり、一四〇頁ばかりの小著である。

從來イギリス所得税の創設當初の資料は湮滅したとつたへられてゐた。著者はこれらの資料のうち、王室收税官 (King's Remembrancer) への報告のレキメントが、Public Record Office とロンドン市の General Register House に保存されてゐるのを發見した。本書をかきあげた直接の動機は、このドキュメントの發見である。この資料をたよりにして、イギリス最初の所得税（一七九九年——一八一六年）のすがたを、公平正確に再現しようとしたのである。

著者はいかなる問題意識をもつてこの研究にたちむかつたのであらうか。すなはち、本書はいかなる側面からイギリス最初の所得税の生成を問題にしたのであらうか。これについて著者は、本書の序文できわめて明確にこたへてゐる。

「本小著でわたくしは、戰時所得税の成功に寄與した少數の

人々の業績をスケッチした。わたくしは、所得税、行政、によつて、つくりだされた統治の技術と範圍における進歩を敘述しようとし、かつ一つの戦時財政方策（所得税政策）の社會的、經濟的意義を評價しようとした。さらにまた、王政收税官に委託されたドキュメントの價值を、歴史研究者にせよとしたのである」（傍點筆者）。

この言明でまづ注意をひくのは、彼が所得税をその行政近代化の側面から研究しようとしてゐることである。これは彼が所得税の近代性を率直に反省してゐることをいみする。筆者はかねがね所得税の生成を可能にした近代諸條件のうち、とくに行政面の近代化が非常に重要な意義をもつものであるとかがへてゐた。しかし残念ながら、行政近代化と所得税創設との關聯を積極的に論及したものはなかつたのである。ホープ・ジョーンズはこの未開拓の問題領域に足をふみ入れようとしてゐるのである。しかもかゝる問題意識は、同時にマックス・ウェーバーの問題たる近代人の運命としての近代化、合理化過程の問題につらなるものである。すなはち、ウェーバーの問題を、ひとつの具體面で探究しようとするところでもある。かゝる問題提起は、まづホープ・ジョーンズのなみなみならぬ素質をしめすものであるといつてよい。つぎに彼が所得税の生成を、當時の社會的、經濟的背景から把握しようとする意圖にも充分注意しなければならない。

以上のごとく本書の問題意識は非常に魅力的なものである。

書 評

つぎに検討すべきことは、このすぐれた問題意識が本書の内容面に充分滲透してゐるか否かについてである。これについてみるまへに、参考までに本書の構成をみよう。

まづ本書には、編者序言、と著者の序言、とがあり、本論は七章からなる。すなはち、

序

第一章、所得税の先驅者

第二章、戦時所得税の立法的發展

第三章、中央組織

第四章、地方組織

第五章、職員の任命と勤務條件

第六章、戦時所得税の稅收高

第七章、所得税と公衆

である。その他、本書には資料的な「二つの附録」と、發見されたドキュメントのうちの、一つの「報告の寫眞版」が收録されてゐる。

著者はまづビット所得税の先驅者について考察する。ビットが所得税創設の直接の手本としたものは、經濟理論の面ではアダム・スミスであり、租税の種類面では地租と家屋税である。一般にスミスは所得税的なものに反對であつたといはれる。このスミスの所得税反對論と、ナポレオン戦争にともなふ財政的必要との妥協として、一七九八年に有名なトリプル・アセメントが出現した。これは大體 Assessed Tax の稅率を

一橋論叢 第三十二卷 第六號

三倍にしたものである。アセスト・タックスは、住居、召使ひ、その他の奢侈消費に總括的に課せられる直接消費税の名稱である。したがつて、これは若干の所得税的要素をもつてゐるが、本質的には直接消費税の一種であつたといつてよい。しかしトリプル・アセストメントは豫期どほり税収をあげなかつた。かへつてその補足として施行された Voluntary Contributionの方が豫想以上の税収をあげたのである。かくてこれらの事實から、ビットは一七九九年に綜合所得税を創設することにしたのである。地租と家屋税とがビット所得税の直接の先驅者と考へられる理由は、兩税の行政組織を土臺にして所得税の行政組織ができてゐるからである。こゝではその一端のみを紹介しよう。ビットは戰時所得税の地方統制を地租委員のもとにおいた。また、家屋税監査官 (House Tax Surveyor) に所得税検査官 (Income Tax Inspector) を兼務させたのである。

著者はビット所得税は成功裡に生成してゆくとかんがへるのであるが、成功の最重要の要素は能率的な中央行政組織の確立である。ビットは内閣閣員になつた一七八〇年代から財政の再組織をこころがけた。そして Consolidated Fund を創設して大蔵省による收支の統制を強化した。また間接税部門を改革し、主税局 (Tax Office) 創設して、地租やアセスト・タックスをその統制下においた。ビットのかゝる一連の財政改革によつて、一七九九年にはすでに、所得税を成功させるにたるだけの強力な中央行政の骨格ができあがつてゐたのである (本書一

二ヘーヂ)。

イギリス最初の所得税は、一七九九年よりナポレオン戰爭終結の年 (一八一六年) までつゞいた。この二十年たらずの存続期間を通じ、同税法はだんだんと整備され、發展していつた。このうちもつとも注目すべきことは、所得税行政が素人行政から専門家の行政へ移行していつたこと、およびこれとともに、中央政府の統制が漸次強化されたことである。

從來イギリスの行政は地方自治的であり、一七九九年の所得税法でも、地方名望家から選ばれた一般委員 General Commissioners が、地方における所得税行政をつかさどつてゐた。したがつて最初の所得税行政は概して素人による非組織的なものであつたといつてよい。しかしこの最初の所得税法においてもすでに、専門家の税務行政への萌芽がみられる。すなはちビットは、一七八五年に主税局を創設したが、その内に家屋税監査官といふ専門的税務官をおいた。一七九九年の所得税法では、この監査官は、かなりの権限をもつて (一般委員とともに) 所得税管理をも兼務することになつたのである (本書十八―十九ヘーヂ)。しかし、所得税の技術的複雑さは素人行政をゆるさない。そこで所得税行政の能率化のための税務行政再組織化がはじまる。税務行政改革のうち、若干のものを例示しよう。一八〇五年には特別目的委員 (Special Purpose Commissioners) が任命された。これは所得税専門の事務官僚である。また家屋税監査官の任務や給料を改正して、その能率化をはかつた。一

八〇六年には、特別目的委員、家屋税監査官の権能と人員とが増加された。また家屋税監査官は實質的には所得税専従の事務官僚になつたのである。一八〇八年には總檢査官 (Inspector General) が任命された。これもまた所得税専門の事務官僚である。また地方での徴税、税査定の手續は簡素化され明確なものとなつた。その他で重要なことは、會計檢査院事務局と主税局との密接な協働である。兩局の事務擔當長官には眞に能率的な官吏が任命された。またこの兩局の協働によつて、所得税の行政的手續きはおどろくほど簡明、かつ包括的、能率的なものとなつた。かくて、一八一〇年頃には所得税行政機構は一應の確立をみたのである。

このやうに所得税制度の改革整備は、一つの基本線にそふてなされたものであつた。すなはち、財務行政組織の近代化といふ基本線にそつてなされたのである。所得税行政の能率化のためになした諸種の改革は、中央集權的、近代的、職業的な専門官僚的財務行政の確立の方向をとつたのである。この事態をもつとひろい見地で見ると、結局素人行政といふ過去の英國の傳統的行政組織への完全なる訣別をいみする。近代的な官僚行政は、この所得税行政とともにじまつたといつても過言ではないのである (本書三二ページ—三三ページ)。

この財務行政の整備過程と、所得税の増收歩調とが、併行してゐるのは勿論偶然ではない。こゝには所得税行政の能率化にともなふ實質的な増收がみとめられるのである。勿論所得税收

入の年々の増減は、そのときどきの經濟狀況に左右される。したがつて税收入の増加分が、たゞちに財務行政の能率化の結果生じたものであるとは斷定しがたい。當時の所得税收入の増減を左右する條件としては、ナポレオン戦争後期の通貨インフレーション、農作物の豊凶、大陸封鎖令などにもなふ貿易の盛衰などが重要である (本書七三—七四ページ)。これらの諸條件によつて所得税收入の増減が左右されたことは、當時の所得税收入の増減をスケジュール別に検討すれば、たゞちにあきらかとなる。しかしこれらの條件を考慮してもなほ、所得税の財務行政能率化にともなふ實質的收入増加はみとめねばならない。著者は所得税收入に關する詳細な具體的研究をしてゐる。

つぎに著者は、この能率的な官僚の任免制度について考察する。一七九九年以前の官吏任命は、情實や、あるひはスポイル・システムによるものであつた。官吏任命權はまつたく未組織だつたといひうる。ピットはこれを一舉に改めようとはしなかつた。しかしピットは大藏省による人事の中央統制をはじめた。また所得税行政の複雑さは自然才能ある人物を任命するやうになつたので、理論的にはスポイルシステムを廢止せず、情實任命をなしてゐたにもかかわらず、實際的には財務行政の能率の運營のための弊害が少なかつたのである。ともかく、實質的には所得税行政にともなつて、行政組織は官僚制度への一步をふみだしたといつてよい。けだし所得税官吏は近代行政のもつとも困難な、またもつとも不評なポストにおける開拓者であ

つた。家屋税監査官は一八世紀の地方自治制の終末から中央集権制への移行を象徴してゐるのである(本書七一ページ)。

ピットやその後継者たちは、戦時所得税の行政機構を創設するにあたり、眞の近代行政を完成させたわけではなかつた。自由競争試験による任官制や、功績や就任年次による昇進制は確立されてゐなかつた。行政への政治的干渉や汚職もあつた。ただ所得税行政の複雑さは、從來の地方名望家による素人行政が不適當であり、職業的組織がとつてかほるべきことを明瞭にしめしたにとどまるのである(本書一二二ページ)。

三

ホープ・ジョーンズの勞作の趣旨はあらず以上上のやうである。彼の研究は綿密な資料検討のうへにたつ良心的な歴史研究である。その成果は今後の英國所得税史の研究に示唆するところ大であると信ずる。とくに彼がイギリス所得税制度の創設期の問題を、當時の行政組織との聯關においてとらへようとする點は注目にあたりする。官僚行政の近代化と所得税生成とが密接な聯關をもつことは、所得税の近代性を反省し、所得税成立のための諸條件をかながへる場合、たゞちにおもひあたるべき重大な事實である。一般的には、經濟體制の高度資本主義化およびそのときの經濟狀況こそ、所得税生成のための最重要の條件であり要因であるとかんがへられてゐる。これはある程度まで眞實である。しかし所得税の創設の諸要因を考察する場

合、その當時の政治上、行政上の指導者の識見と實踐力、および、行政組織の近代化こそ、もつとも重要なものである。このことは、英國所得税の創設に關しても、また日本の所得税の創設に關しても妥當するとおもはれる。當時の經濟狀況は、政治上、經濟上の指導者の識見に反映されてはじめて、現實に所得税創設に影響するのである。また、一旦創設された所得税が、圓滑に運営されるか否か、充分なる收入をうるができるか否か、といふ段階にいたつて、はじめて經濟組織の近代化は所得税生成にたいする影響力を完全に發揮するにいたるのである(これらの議論については後の機會に詳細に論じたい)。しかし、ともかく、從來行政近代化と所得税創設との聯關を積極的、かつ具體的にとりあげて英國所得税史を論じたものはない。本書をあへて紹介しようとしたのも、かゝる問題の重要性を切實に感ずるからにはかならない。

イギリス所得税の創設期の問題はきはめて廣範圍にわたる。著者は勿論その一部のみを研究對象にしてゐるにすぎない。しかし著者のこのかぎられた論述のうちにさへ、納得できぬ點が多々存する。そのうちの若干をこゝにあげてこの稿をおはりたいとおもふ。

一、著者は本書の序文において、戦時所得税の社會經濟的な聯關性を問題にすると言明してゐる。しかし、實際は租税收入の増減の要因としてのみこれを考慮してゐるにすぎない。既述のごとく所得税創設における行政近代化の要因がいかに重大で

あるとはいへ、所得税創設の解明には、社會經濟の近代化の條件、および當時の社會經濟的背景をも考慮すべきことは論をまたない。著者はこの點にも充分注意をはらふべきではなからうか。

二、ホープ・ジョーンズは、分類所得税制度のプランが、ピットと主税局の人々によつて作られたと主張する（本書二一ページ）。しかるにファーンズワースは、分類所得税はすべてアディントン（前掲書、第二章、第四章参照）の努力によつて成つたものであると主張してゐる（前掲書、第二章、第四章参照）。兩者ともその根據となるべき資料を呈示してはゐる。しかしこれらの資料はわれわれには入手できない。この見解の對立はどう調停したらよいであらうか。

三、著者はアディントンによる、一八〇三年の所得税法の改正（綜合所得税制度より分類的、源泉的課税制度への移行）をあまり重視しない。また著者は一八〇五年、〇六年、〇八年の所得税法改正（財務行政組織上の改正）を非常に重視する。この態度は著者の問題意識からいへばやむをえないとおもふ。しかしたとへば、綜合所得税から分類的、源泉的所得税への移行は、彼の想像以上の重要性をもつ改革ではなからうか。この改革はまづ所得税の増収の重要な要素をなしたからである。さらに分類課税方法、源泉課税方法自體は綜合課税の場合とくらべて行政的手續きが簡素であるため、この點で、官僚行政の能率化を促進させる一動因となつたのであらう。ホープ・ジョーンズ

書 評

ズはこれについて一應の注意ははらつてゐるやうである（本書七二ページ）。しかし彼はこの事實をもつと根本的に反省すべきではなからうかとおもはれる。